

亀山市告示第98号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和8年4月1日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31295
- 3 路線名 阿野田34号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 阿野田町字樋口801番18地先
 - (2) 終点 阿野田町字樋口820番地先
- 5 供用開始の期日 令和8年4月1日